

議案第 107 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

つくば市長 五十嵐立青

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(つくば市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第25条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第25条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(つくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 つくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和62年つくば市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正)

第 3 条 つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第4条 つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成4年つくば市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくば市土の採取の規制に関する条例の一部改正)

第5条 つくば市土の採取の規制に関する条例（平成18年つくば市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正)

第6条 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第7条 つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくば市行政不服審査会条例の一部改正)

第8条 つくば市行政不服審査会条例（平成28年つくば市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくば市深夜営業における騒音の規制に関する条例の一部改正)

第9条 つくば市深夜営業における騒音の規制に関する条例（平成28年つくば市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年つくば市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくば市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第11条 つくば市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年つくば市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る人の資格に関する条例の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

(つくば市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後のつくば市職員の給与に関する条例第25条の3第1項第1号

の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例における所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第25条（略）</p> <p>第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に該当する者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に該当する者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2)（略）</p> <p>2—4（略）</p>	<p>第1条—第25条（略）</p> <p>第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に該当する者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に該当する者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2)（略）</p> <p>2—4（略）</p>

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

6—8 (略)

第26条 (以下略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

6—8 (略)

第26条 (以下略)

つくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和62年つくば市条例第49号）新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第7条（略） （退職報償金支給の制限）</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)—(5)（略）</p> <p>第9条（以下略）</p>	<p>第1条—第7条（略） （退職報償金支給の制限）</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)—(5)（略）</p> <p>第9条（以下略）</p>

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略） （欠格条項）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>（1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>第4条の2（以下略）</p>	<p>第1条—第3条（略） （欠格条項）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>（1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>第4条の2（以下略）</p>

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成4年つくば市条例第1号）新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第5条（略） （許可基準）</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)一(4)（略）</p> <p>(5) 事業者及び工事施工者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>エーシ（略）</p> <p>2（略） （罰則）</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第18条（以下略）</p>	<p>第1条—第5条（略） （許可基準）</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)一(4)（略）</p> <p>(5) 事業者及び工事施工者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>エーシ（略）</p> <p>2（略） （罰則）</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第18条（以下略）</p>

つくば市土の採取の規制に関する条例（平成18年つくば市条例第29号）新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第16条（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第17条 第9条、第11条第1項若しくは第2項又は第13条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第4条第1項又は第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第18条（以下略）</p>	<p>第1条—第16条（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第17条 第9条、第11条第1項若しくは第2項又は第13条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第4条第1項又は第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第18条（以下略）</p>

つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
第1条—第17条（略） （罰則） 第18条 第14条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第19条（以下略）	第1条—第17条（略） （罰則） 第18条 第14条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第19条（以下略）

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第16条（略） （罰則）</p> <p>第17条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条—第16条（略） （罰則）</p> <p>第17条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則（略）</p>

つくば市行政不服審査会条例（平成28年つくば市条例第29号）新旧対照表（第8条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第8条（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第9条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条—第8条（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第9条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則（略）</p>

つくば市深夜営業における騒音の規制に関する条例（平成28年つくば市条例第43号）新旧対照表（第9条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第7条（略） （罰則）</p> <p>第8条 第4条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第9条（以下略）</p>	<p>第1条—第7条（略） （罰則）</p> <p>第8条 第4条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第9条（以下略）</p>

つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年つくば市条例第5号）新旧対照表（第10条関係）

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1—5（略）</p> <p>6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第3項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項に規定する個人情報ファイルであって同項第1号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第3項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第3項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を附則第3項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8（以下略）</p>	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1—5（略）</p> <p>6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第3項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項に規定する個人情報ファイルであって同項第1号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第3項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第3項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を附則第3項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8（以下略）</p>

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年つくば市条例第20号）新旧対照表（第11条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第52条（略）</p> <p>第53条 議会局の職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 議会局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条（以下略）</p>	<p>第1条—第52条（略）</p> <p>第53条 議会局の職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 議会局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条（以下略）</p>